袖之下

完

伊地知文庫
文庫20
135

135

伊地知氏書冊

〈〉楚蓼庵主人　但源氏　万葉　古今

一花の兄とも事ハ橘乃異名也　万葉草木乃
先ハ花ハ兄也

一花ハ芋とハ蔓也　万葉草の名に花也
ハ蔓の異名の事

芋草　九重草　乙女草　まさり草
秋の花　山路の草也　秋のむらさき
可然ハ　ものの事
あるべきそうき　秋の花ハ

只伝
〈〉此ハ源氏の名の人
〈〉ハ浮世絵の
あるべきもの
梵灯

此五文字
万葉ハトアリテ
ワキニ万葉ト也
アリ何レガ正名
ヤ可然ト云事ト

一菊の水と申事　九月九日酒に菊を
浮のめとい九月ますます菊の開と申
山路をとは深くなりゆくみれば菊
秋ちへとなる　人丸
濃ちふまもしらぬ草葉をもまて咲よ
ちりしら秋ちへの志
みしら露の
花いろ色い秋ちへのさりに
一梅の義　梅は花義　梅は実義　何も実也

一名所よ三の山路ゑ　沢ゑ　宮居　小野
ゑ也　中ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ
一名所よ三の沢ゑ　海風　風　佐
保風　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ
一橘麻とい　六月の麻の中ゑ　ゑ　ゑ
一沢ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ
ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ
ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ　ゑ

を船にて出船を持給へ（ハ）源氏
頻なる故に源氏此船毎にすまの上
船もうれ取よりも老給て上野乃雄を始
一湯とも思けん略して源氏とうあす
すし船にて陸に着給く
すまの上野さすが略也
此年三月廿日比略也
一源氏の風雅とて事源氏すまの里
よりの長を送給けるよ四方の風と
新く也此略ちしける程よりの
形のよ静まるの礼と風流給風も海
言るれもるも新よ感をすまの浦
ふるもすまの松のよ心あるも
風流中にまてい書の事に拾也と
ハ雑也
二扇を給とハ卯月一日と事也　原上人ハ
卯月一日よ扇を君に給也
一書家の箱にハ卯月一日より書家

[illegible]年くらいまでの篇をみけるに
[illegible]柳を植ふ植ふ柳のまだ木立
[illegible]

一白雪とは申さるべき月一日更衣と申
[illegible]人皆々出[illegible]
[illegible]

一紅葉島　庫の異名也桃植ます
〳〵立田の山もみちるぬれ〳〵
大和川

大和川は泊瀬川の末也立田川流れ也秋
の末つまり〳〵る時月花よりおそくなる
[illegible]すると申も庫の異名也　秋や

一海の部とは詩文也年也

一玉藻は[illegible]とは厳島明神也
[illegible]の詩文なるべし海の
部ゆ可申也

一浦曲とは人麿歌集也歌集
ら樂行て[illegible]

七海〻都のことよりてはなし

一 橘ことゝハ 鑄物師文の作事也 仲勝なる
ものなり 橘ことゝてはなし 又 橘系の文は

一 月ゝの文 仲勝ことゝ文の作事也
高文と書て いきつきのことゝも也

一 梅樂の文とハ 小性ことゝ 加藤ことゝ
大切なる 御役也

一 葉玉の名 ゝ 東男 まめ男 江男
苦男 豊臣男 ゝ文ことゝて 珍ことゝ

一 呉服ことゝ 呉大国より 清盛女也 君の
百ゝ 隠て 四重〻ことゝて 清盛也 此女兄弟
多き 此ゝ 仕て 織ける事 何も
不及 此二人の女 呉服の里より来る
女なれ 姉を 呉服姉妹 清姉と名
付 也 哥ことゝ

なれことゝあり 姉ことゝ 二村
ことゝ すること

有 哥ことゝ

金さゝりあやめハあすの形ぞ
なれさりあやとてらるゝ也

一秋ぞ衣　秋衣にも七夕ぞ衣也

一彩の糸とハ七夕ぞ衣を織糸事也

一岩橋とハ織姫の逢事橋也

一庭の琴とハ庭の方琴也ハ内裏に七夕よ
り向ぞ琴を掛也七夕よ張りて也

一鵲の橋　鵲橋ハ七夕天の川の橋の
名也　秋ぞ

一百子池とハ天川の異名也ぞを准
て七夕の糸の対面ぞ水を入て水底
の影を流りて此星の影を移して水上
の董をして無名ぞと百子池と也

一星の船とハ七夕の舟也　船の道

一天の七種とハ七夕の事也内裏ぞ百の
寶物を舟事をつゝて七夕ぞ献也
則七夕の事也　秋ぞ七夕の舟のぞ有

一雑歌如ハ雑歌の部ニ位置スル也

一初嵐如ハ人ヲ待ている初嵐の山颪

山颪とハ山神の事也

一卯月の名卯月のなかと揚梅也

一初嵐とハ七月一日ニ吹風の名也二日三日

の比ニ吹ハ一定ちるなと同時也

一草臺とハ植物也秋也内裏の庭の事也

一萩の戸也内裏の事也

一萩屏風内裏の庭ニ萩を植ル所也

一義の星とハ内裏の事也

一字治の紅葉秋の事也

七夕のふのこと百首をとうへを行也

初秋七日ニ此歌を揚て歌ハ内

裏也又字治のもみぢ名所也

皆こ秋也義屏風也

一志賀の紅葉内裏ニ都の桜也

字治の紅葉ハ名所也

巧歌也志賀の紅葉ハ人の

んとうしゅ

一難波のおほろ舟と申まして大なる
若狭の大臣と申ものゝ造り舟也
此舟年月をつゝてあき舟をれいらく
成をおほろ舟と申也

一隅清水寺ゝ所也大原の里
一摂津の文志の松原の市皆こゝ住者
此所ゝ又おほろの文志の文志
つれも住者の美女也又あまの松原い

住者ゝ事也

一永井の浦 因幡 因里 住也

一晴津の小野といふもの事也

一晴津の名 晴津国 四郎事也うれ原
ハゝゝゝゝれゝゝゝ也住者あまつゝ也女房の
如伝 初事也

一飯盛九ヶ国を清く島のゝ也清津也
事謂ハ清所いまゝ人すまゝり 付又
つゝと申島ゝ住也ゝゝ伝ゝゝて

一 柳 宗柳

二 鶴 宗鶴

三 蓮 宗蓮

四 桐花 宗桐花

五 橘 宗橘

六 梅 宗梅室梅

七 [illegible]花 宗[illegible]

八 萩 宗萩

九 [illegible] 宗[illegible]

十 [illegible] 宗[illegible]

十一 枇杷 宗枇杷

十二 梅花 宗梅

此所より見れば海原の中
より出るかと云よし也

一ふしこの海の名所なり
所もよき所なり
船の泊る松浦と云所あり
松浦のもの也

一松浦の浦の海ばたに昔より作り絵堂
有り堂内に契をなして
侍りし高野山を松浦の海の
侍りしを高野山とよれば所なり

一松浦の里の名所なり
なれば海辺の里なり
山なれば山里なり
詠歌作る人は
つゆさむかりけり
まきてこもりけり
せをを海原にして
ひまなく山とよりて
けるかなもすそ

みくさりしるしをさまし所流ニて海ハ
紅となれりけり石と成て有此石女の
本銭のやまとからの御ゑかくることなれハ石
此長女人鍛也うせ於ほ大臣屋にて
三年まて輝きらしけるをきる松浦作
一 紀州もとろこえと往戸境のこえとるとも
一 千潟の境より若狭伴勝陸神
の御神社之此境を推戸より岩境紀伊
國吉野川の流より流れよりて御所

此人ニ告給て我ハ其伊勢神社の境之
に御託宣ありしゆへにて此境を海より道ニ
奉て文を崇ふ也紀伊國惣中の文と
申ハ此千潟境まて御所之伊勢より紀伊
結年此謂也
一 松のことハ初ハ是也二月三月ニハ松の緑
の芽出あらゆる松ハ是百年ニ一度千
年ニ十度花開十の松にあり十代
ともいふ也祝言可然

一 桜の和歌ハ和歌之形系源立若
翠ハ雑也 藤ハ雑也
一 橘 冬ハ雑也
一 梨ハ雑也 ちさ あれハ雑也
一 春の七草
せり なづな ごぎょう はこべら ほとけの座 すずな
すずしろ 是七草
一 秋の七草
萩 薄 女郎花 藤袴 桔梗

○山上憶良旋頭歌ニ
秋の花 尾花 葛花 瞿麦の花 女郎花 藤袴 朝顔の花
万葉集ニ出ル
未考 古来ノ当流ニ不用

一 ケイ 秋草ノ上ヨリ 仙風而香シ一茎ニ数十ノ花アリトソ
又或説ニ 蕙 フチバカニ長ヤリ白蕙ヲ云 スシロ花

七夕七草のもとつて 月毛 桔梗
なるなるのふかはなる 月毛
引ふきもや秋の七草も盛

一 誠の七草
萩 薄 女郎花 葛 梅子 桔梗 尾花

一 稚物語 七章

一 歌 鏡 船 笛 琴 車 琴 碁 琵琶

一 天の七草 歌 鏡 船 笛 琴 碁 琵琶 車
白 紅 青 黄 赤 紫 黒

一二の星　七夕也　秋也

一彦の糸をそなへたる　七夕の命を連

一秋を夜　七夕の別を歎也

一天の平　毎七夕し無　秋也

一天の華　七夕の宴をつとむ無　かを藤也　秋也

一車を流す　秋也　車をきまもる

一あまの川の橋也　秋也

一鵲の橋　七夕の橋也　烏鵲の橋と云也

かさしと云ハ烏也　かしすの翅をそ渡橋也

一撫草　あさ顔也　七夕草

一あ百機　七夕のそ也　秋也

一七夕よ七の姫を七夕と云也

一織姫　彦星　梶乃葉姫　董姫

秋を船　百を姫　さしを姫　也

又七夕姫乃元来を祭こと知

一四種　七夕乃儀式乃為を百そ

ろへてあるを入て其中を後を一つ流

めて其上に梶の葉に哥を一首つ
けて其上に薫物を焼路之蓋星
のやと之帝の逢の句よみて是を供華
本語志らぬ人也又硯に池とかき洗にあ
のやし年也又七年にまいり向のやとおもへ
洗笘の事也撓りよし合也

一吉野をいもせ山と云ハ芳野の神ハ庭
よりも渡り給ふ神也上下ノ文ハ男神下ノ文
ハ女神也諸天婦元神と住給ふ也なりよ

ゆゑいもせ山ともいもせ川とも云なり
ハ男神揚りハ女神也又あまつ天地あまつ
のちぎりの事と云

一吉野乃栖人と云ハ諸國より諸國を
わたりありく國栖之党の使なる栖人
とハ吉野を渡るといふ也若吉野のあるじ
となしつかれし大昔の名之栖なる又栖の
義なりとも只吉野國乃名と思ひてハ大ふ
くならへし此ハ吉野紫ゆゑ也網栖よ

腹赤と申奥を江洲と海と申候
すると申吉野のことと申候腹赤と
吉野川と申指赤と申郡と国長岡の
海と長浜と云所を称し指浜可申
仮名
代と申候しかとの義なり
たとへのみつま誰とかの人
一ゆてるとは湖の事ゆてるは海の事
一本の墓と申所は別湖の沖と云
名にて指地と申

一柳浦は志賀の浦と別浦と松一本
松一本の松松ひとりと申候
一長柄の橋は摂州淀と申所
地名考証
つんなとも云なり志賀のうつまと
なりしなり
一白髭の小野と申所は字浜と申
一甲斐の小野小野と申
一堅田小野と申浅澤小野と申
一小野乃清と申長浜と申所廣の末

八海ともいふ所をも云

一河の原あの里　あの松原行幸ありし

一きそひうとい　月ハ昔ハ竹の名ハ

の事成ハ　て　ハ年をも云

一草　特に　ハ九月ハ　ハ草　ハ

過ぐ　月の　ハ可

一春の里　城　ハ

一夏の里　松原の里　秋の里

冬月の里　冬月の原　青の浦　里

濟　河も　原　鳴海郡　鳴海郡

一二万里　所　竹の里　河　海中

ハ調　ハ二万里　月　若狭里　調

地　程　系　初

一竹の浦　竹の　竹の　竹の浦　海の　浦

一雜草　芦の　ハ

一雜草　竹　ハ　ハ　ハ

草　ハ　ハ　ハ

一鬼のまこと草　蕺菜のまこと

一青田ハ　七月也

一ふるさとの中堂ハ　八月也　雜也

一青鷄冠　冬ハ　四月の地也

一富士の初雪　七月ヘ　ふる

ふりのひとふりも　色ハ　七月　冬雨

てい　ふる　紅葉　ふりて

一埼玉　鶴　秋也　稲を　ふるあを　四月の

せきあふし

一沼津の　富士　梅と　菊と　ゆき

行　中納言　源氏　先　住　時

梅　松　菊　徒　詠　ける

一海の　知　詠　水　泊瀬の　蛍　海　ト

昔　初瀬ハ　大海　ふる　海　住て

約　ふれ　ふる　此　海人　観音の　化身

ふる　方　海　約　ふれ　海　ふる

初瀬の　あふ　舟　つけて　あ

て　ふる　ふ　観音　ゆ　事　観音堂

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一霜月[illegible]を[illegible]年[illegible]より豊[illegible]寺[illegible]

山寺を[illegible]寺の[illegible]

[illegible]十日[illegible]

[illegible]

[illegible]十日の[illegible]

[illegible]

一鶏[illegible]

[illegible]

一すれ[illegible]雑の[illegible]

一鴉[illegible]の[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]所也[illegible]山の[illegible]
[illegible]仏生[illegible]
深山[illegible]
[illegible]

一國の都[illegible]諸國[illegible]守護[illegible]所
國の[illegible]

一[illegible]川の宮[illegible]八幡の[illegible]
[illegible]
の[illegible]高[illegible]

[illegible]

一水の[illegible]
[illegible]

一[illegible]寺[illegible]
[illegible]

一北山[illegible]首[illegible]
[illegible]

一東野とは河内国の所也

一菓舟とは舟の流るゝを見の

まゝに日数いまし過てはつ

舟のこゝろをけてるを

そゝてとまやまろ日数経舟

の流れ

一若草山 三笠山の事也 帆掛舟

一鶯の陰 奈良の所也

一鶯の陰は河内国の所也

一里の蛍 所々に所々の蛍

あり 里の蛍 [illegible]

人あり

里の蛍の掛 雪 埋れ

[illegible]の湖 [illegible]

南風 [illegible] 里の蛍の

[illegible]の湖 [illegible]

一月の水 [illegible]

閑花 [illegible] あす川

人の[illegible]
二[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
二[illegible]鳥 雉の[illegible]
二[illegible]鳥 ひすいの事也 [illegible]
二ひすい鳥 山茸の事也 雉[illegible]
[illegible]
[illegible]

二[illegible]鳥 [illegible]
二[illegible]鳥 水の鳥 [illegible]
二[illegible]の[illegible] 緑の神 出雲二見浦
神通山ホ

二竹林 七賢人中 秋山康(嵇康) 阮籍(ケンセキ) 王戎(ワウジウ)
山謙 阮咸(カン) 向秀(シヤウシウ) 劉伶(リウレイ) 是也

二壷碑 [illegible]中 田村将軍 真別[illegible]向
しらけける 国の[illegible]中ゟ壷ゟ云所
[illegible]

て昔の中央とかまけりを畫石文を
一こすれば水といけまつれば酒なのの
一本殿こそ人こそいと神ぞのゆかしてこそ
一榊の葉とは梅の花の香ぞ
榊の葉ぞ榊のえのとりこそ
言ふれなる神の名
一御門種とは桃こそ月こそ
春日祭へ又こそ年経ぬ
一三ツの社ぞいはれまつる人も

の社ぞ同様
春日祭こそ
あつの浦ぞ
一野宮の榊ぞ所作所
一車船とは榊列
ぞ毎
車毎のみさををめぐるの
一清常とは作所

一草の衣等の枝折戸の人は美麗也

一岩ゝ柏ゝ岩の隙より白雪ゝ也

一玉柏柏ゝゝ月をひろつる事也

一玉柏ゝゝ海中まで入れる事也思の深きを事をゝゝて高ゝまゝ也

雅俗はあまりゝ

雅俗はのまゝ理ゝ也

あゝゝれてゝる人をゝひゝゝ

一梅まの器 ちゝ也 ちゝるてゝこと

一梅ゝゝゝゝゝゝ正月ゝ日ゝ事也梅ゝゝ

の事ゝゝゝて内理ゝて事也

岩を岩ゝゝゝゝゝ此梅ゝゝゝ

ゝゝゝゝて屋上人ゝを詠ゝ

ゝゝゝゝ岩を梅ゝゝゝゝ

一卯花ゝゝゝ正月ゝ事也内理ゝ

茅をつゝて山ゝ海ゝ下人ゝて

枝をゝゝ岩ゝ謂ゝ卯の方ゝゝゝ樣

松ゝ元枝ゝ岩人ゝ切て

[illegible]十二月廿九日内裏へつまて[illegible]
也[illegible]

一　千年の板　内裏より賀松竹を立て
[illegible]あひを思ふ事也　御板
の事　御の方へ[illegible]桂柳　松の枝を
山ひ居枝[illegible]て　御の方へ枝松竹のあ
ひを[illegible]ふ　賀[illegible]

御枝つく[illegible]
[illegible]の枝とも[illegible]

一　あつひ[illegible]
一　[illegible]切字[illegible]
[illegible]れよせ[illegible]る
[illegible]
一　十二月[illegible]
一月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

職人盡歌合

[illegible]

[illegible]

宗祇古今傳註

[illegible]

[illegible]

誠に如節花とし此花いかさまあき去のもとあつらから

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又宗長の說も只如節花より

夏歌をバ父の子孫をうりうりして家をもむる山桜の花の子孫につたへられたり

夏歌　和四　花橘　梅六　よ
山郭公　水鶏　鵜　鷺七　の島
秋歌　さく　女郎花　萩　薄　鶴
秋歌　月　鶴　九
冬歌　冬月　冬月　十　梅　梅　十一　梅　十二　花　十三　雪
早梅　雪　雪

一　桜を千種とも　古今
散ぬれば　春風
つもれば　春雪
つもれば　春雪　仝

くさくさみつ　ひく　山の花の
新　う

一　大上の床の山　はるかなる　川　もむ　奇
大上　れ　こ　の　山　う　の　花　川
いさ　こ　こ　て　我　す　る
一　風の又　勢　れ　来　社　風　を　詠　遊
一　雨の又　る　縁　の　来　社　て　山　社
み　る　朝　紅　る　縁　の　来　社　て　山　社
一　冠の縁　西　月　一　日　る　七　日　て　蕃

[illegible]

一富士に隠家と云人間の住所なる天人に住れの義と契をこ
れ富士に天女衣付事
此謂也世に人のぬしに隠里と云
一富士に羽衣 鳥の羽衣 竹取 かく

[illegible]

一天女に住れの義と
[illegible]
二に天女に切れ[illegible]
一[illegible]の浦に[illegible]
[illegible]海人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

神をたゝひいなる方にても宿世
より給へて中にも金而ハ
とて東屋行きをもつて法の花
漁人を家とおなひて居たりける
るに其女人きこゝろ好まるく
こゝまりなれもあるを聖法をめ三
とも程い情をかけ給ふの人
くに思ふなる事なりて皆こゝ来
て其女人をもつけるやこゝ年に成

の比其女人漁人にいとをこひ恋い
ゝ夫人の愛情唐土天竺日本
にも聖をこゝろ法
三千年の程いまるに今我為
迷ひ給ふ事をいとをこひけ
りなるあり人なるのひさ
しるを乗給て法花二
つまりてをとゝをとゝ
又夫人なれい年法華つてゝ云

駿河の国の守護職下人相の人（略）滅
亡雲霧の事
いふ如詞はかりにて後世
こんてんなきあり（略）後世
りつてきの相不二の相とかたり
よ境界なり（略）はつまりこれこの後
世越の松原の時く天人下て舞
さてこれ世越の松原の物語なり
天の羽衣はすはち富士の山也

の物語なり（略）はつまりこれ
一富士の異名
芙蓉の山　三皇の山　浪の泡山
乙女の山　四海をてる山　浪の山
かつら山　国の屋山　松原山
雲の山
一山の名よ美物をはすの為なり
雲の木なりこれ美物をはすの為なり
一鶴は千年亀は万年

一 清盛の舞特とうたひ源氏うち之物
まの仮宮にて小舞特をうたひ
まわされいすれ戸ハ舞特い妙也みの
ちの舞特いかなる事ハ清盛ハ大舞特ハ
事ハ可ハ

一 明石の石舟とうたひ明石の浦ハ源氏
無比ハ而ハ有き白ハうたひ池を
かり家のうたひ石舟を造り
家のうたひ石舟ハ石舟ハ明石

うたひ池の舟ハ也
一 明石ハ宮殿と源氏一夏住ハけるハ
あるとうたひ白ハ一夏行人ハ寺也心
なるとハ舟ハ也
世をすてあるハ浦をすむ今
人のやうハけるハ

元禄三 暦 初月 書

葉門西順

△連歌秘抄後書

一同云 花の君といふん 拙者こゝ事に
一二条の御系 ふさいこゝ ものの
一[illegible]きあい[illegible]水上る家を[illegible]
[illegible]
一水のむすこ[illegible]
[illegible]
一河社[illegible]

一風[illegible]云 [illegible]
一[illegible]云事 [illegible]郎[illegible]
本[illegible]人[illegible]
[illegible]
村[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

亭のとやとこひを属りてしかん君か為氏
得ぬありは

一 蓋うらふ多也是ハ掃段成らさ之ありり
きねとせして蓋紙殺ゟさてしさ冠を
いのして升紐月のまゝに流しとそ也 云々

又書花ありきぬ氏のすそよりまし
まとこいうふ二ふし

一 舟志ふつくいとなりてすしひらひ卯舟之
此号書同し
仲篁書之

此一册者合墨附二十九紙 素行
西順所自筆之書也而云 澂水老人
秘蔵之処ヲ出写シ乞ニ宛
依一点も不違硝子ヲ以筆を生て
之ろうとく摸写しく於中ニ
ひめ置ことの也
ムラ 種